

栗東剣道スポーツ少年団【栗東守道館】育成会規約

本規約は、栗東剣道スポーツ少年団【栗東守道館】規約（以下「団規約」という）

第5条第3項に基づき設置された育成会運営のために制定する。

第 1 章 総 則

- 第 1 条 【 名 称 】 本育成会は、栗東剣道スポーツ少年団【栗東守道館】育成会（以下、本会）と称す。
- 第 2 条 【 会 員 】 本会は、団員の保護者を以て構成する。
- 第 3 条 【 事 務 局 】 本会の事務局は、団代表者に任命された者が、団の事務局を兼ねる。
- 第 4 条 【 目 的 】 本会は、団員が心身ともに健全な成長・発達をするための支援と、団員相互の親睦を深め、円滑な活動を補佐することを目的とする。
- 第 5 条 【 活 動 】 本会は、前条の目的を達成するために次の行為を行う。
- 第2項 団の活動目的達成のための支援
 - 第3項 団が参加する大会・錬成会・交流活動等への援助
 - 第4項 指導者の資質向上のための援助
 - 第5項 広報活動
 - 第6項 会員相互の親睦と体力向上のための支援
 - 第7項 その他、育成に必要な事項

第 2 章 役 員

- 第 6 条 【 役 員 】 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名 ・ 副会長 1～2名 ・ 会計 1名 ・ 会計監査 2名
- 第 7 条 【 選 出 】 前条の役員は、育成会の互選により選出する。
- 第 8 条 【 任 期 】 役員任期は、4月より翌年3月末日までの1年とし、再任を妨げない。
- 第2項 前項の期間の内、1月より3月の期間を移行期とする。
- 第 9 条 【 会 長 】 会長は、育成会を代表し、会務を総括する。
- 第 10 条 【 副 会 長 】 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する。
- 第 11 条 【 会 計 】 会計は、団運営に関わる金銭の出納を管理する。
- 第 12 条 【 会 計 監 査 】 会計監査は、会の会計・記録・その他緒業務を監査する。
- 第 13 条 【 総 会 】 本会は、定例として年1回の総会を開き、前年度の団および育成会の運営状況と次年度の運営に関し報告する。
- 第2項 総会は、育成会員半数以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数の同意を得て決定する。
 - 第3項 時事ある場合は、臨時総会を開催する。
 - 第4項 総会の議長は会長が務める。

第 3 章 会 計

- 第 14 条 【 一 般 会 計 】 本会の会計は、団員の納める登録料・育成会費、その他収入を以って、団運営に充てるものとする。
- 第 15 条 【 会 計 の 管 理 】 育成会規約第11条に定める団の会計を管理し、監査を受けるものとする。
- 第2項 本会の会計年度は、4月より翌年3月末日までの1年とする。

- 第16条 【登録料】 本団への登録料は、新規加入登録時に、団員1名につき2,000円を納入する。
ただし、兄弟姉妹加入時はこれを免除する。
- 第17条 【活動保険料】 新規加入年度のスポーツ安全保険料は、新規加入申込と同時に納入する。
第2項 以後、毎年3月初旬に次年度の加入申込案内に基づき保険料を納入する。
- 第18条 【会費等】 本会費(育成会費)は、団員1名につき、月額で未就学児1,000円、
小学生2,000円、中学生1,000円、高校生以上(有段者除く)1,000円とし、
翌月分を当月中もしくは年度当初に半年分、年間分を会計へ納入する。
第2項 団規約第6条第5項によって休会が認められた場合のみ、申し出翌月からの会費
を免除する。

第4章 安全・健康管理

- 第19条 【安全・健康管理】 本会は、団員の保護者との連絡を密にして、団員の健康と安全には最大限留意し、
特に実技指導中もしくは団体行動中の事故防止には万全を期するものとする。

第5章 慶弔等

- 第20条 【弔費】 本会は、団規約第14条により、弔費として弔花と香典10,000円を支出する。
- 第21条 【傷病見舞】 本会は、団規約第15条により、見舞金として3,000円を支給する。
第2項 上記以外に必要な場合は、その都度協議する。

第6章 附則

- 第22条 【改廃】 本規約の改廃は、育成会総会の3分の2以上の同意を以て成立する。
- 第23条 【施行】 本規約は「栗東剣道守道館育成会規約(平成20年4月1日施行)」を廃止し、
改めて平成27年4月4日より施行する。
令和2年2月1日「第1章第3条」「第3章第18条」「第5章第20条」改正